

新規お客様登録書（兼 レンタル取引契約書）

申込日 平成 年 月 日

契約日 平成 年 月 日

貸主（甲） **日の丸レンタリース株式会社**
 茨城県土浦市荒川沖字一里塚4番66
 TEL 029-843-8100 FAX 029-843-8200



受付		上司		決済	
----	--	----	--	----	--

借主（乙）

CD	
----	--

フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者 (個人)	(歳)
会社所在地		自宅住所	
会社TEL		自宅TEL	
FAX		携帯	
事業内容		住居	持家・借家・他()
紹介者		職業・勤務先	
差出書類	免許証コピー（表裏）、名刺、会社・自宅住宅地図コピー、その他()		

使用現場・使用理由	貸出希望品	期間	日数
		/ ~ /	
		/ ~ /	
		/ ~ /	

貸主 日の丸レンタリース株式会社（甲）と借主（乙）は、本契約書及び別紙貸渡補足約款に合意のもと、以下の通りレンタル取引契約を締結します。

- 第1条 本契約は、本書を乙が提出し、甲が審査の上承認・捺印して乙に控えを渡す事によって効力が発生します。継続的取引の場合、以後は貸出申込書の提出のみとします。
- 第2条 レンタル料等については甲の定める別紙料金表に従うものとし、支払方法は現金前払方式となります。
- 第3条 レンタル車両に関し物損事故が生じた場合、原則として損害額全額が借主負担となります。但し、乙は免責補償制度（1,050円/日）への加入により、10万円上限の免責が付与されます（修理中のリース代は別途）。
- 第4条 レンタル重機の物損事故の場合は、各重機によりお客様の負担額が変動します（別紙参照）。
- 第5条 レンタル品の盗難時につきましては、レンタル品相当額の全額につき乙の実費負担となります。
- 第6条 以下の費用については乙の実費負担となります。
 - 1、 レンタル期間中の維持管理における消耗品（燃料、油脂等：燃料は満タンにての返却とします）
 - 2、 乙の依頼によるレンタル品の納入、引取に伴う搬送（回送）費用
- 第7条 以下に該当する場合、甲は催告を要さず個別契約全てにつき解除する事ができます。
 - 1、 契約上のレンタル品返却期限及びレンタル料の支払につき一度でも不履行が生じた場合
 - 2、 使用上の不注意または事故による破損、欠品、盗難、紛失などで「原型返却」ができない場合
 - 3、 レンタル品の無断での転貸、譲渡、改造、不法ご利用が発覚した場合
 - 4、 本契約書に記載、及び申告した内容に偽りがあった場合（詐欺罪に該当します）
- 第8条 第7条に定められる事項により契約が解除となった場合、レンタル品は即時返納及び引上げの対象となり、解除日から返納日までのレンタル料相当額、及び修理・引上げ費用等は乙の負担となります。また、受領済のレンタル料については返還されません。
- 第9条 当該レンタル品の不具合を理由にした間接損害、特別損害については、甲は責任を負いません。（ビジネスリスク不担保／工事遅れ、営業利益、損害の拡大等）
- 第10条 本契約書及び貸渡補足約款に定めなき事項については、商慣習及び各種法令に従うものとします。

120501